

令和 8 年 第 1 回

八千代市議会定例会議案

八 千 代 市

目 次

議案第 1 号	八千代市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定 について	1 頁
議案第 2 号	八千代市犯罪被害者等支援条例の制定について	15 頁
議案第 3 号	八千代市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	20 頁
議案第 4 号	八千代市一般職員の旅費に関する条例及び八千代市特別職の職員の給与、 旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	21 頁
議案第 5 号	八千代市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て	31 頁
議案第 6 号	八千代市税条例の一部を改正する条例の制定について	34 頁
議案第 7 号	八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	36 頁
議案第 8 号	八千代市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	38 頁
議案第 9 号	八千代市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	41 頁
議案第 10 号	八千代市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	42 頁
議案第 11 号	八千代市総合生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	47 頁
議案第 12 号	八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	49 頁
議案第 13 号	八千代市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制 定について	57 頁
議案第 14 号	八千代市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	61 頁
議案第 15 号	令和 7 年度八千代市一般会計補正予算（第 6 号）	63 頁
議案第 16 号	令和 7 年度八千代市一般会計補正予算（第 7 号）	63 頁
議案第 17 号	令和 7 年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	63 頁
議案第 18 号	令和 7 年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	63 頁
議案第 19 号	令和 7 年度八千代市墓地事業特別会計補正予算（第 3 号）	63 頁
議案第 20 号	令和 7 年度八千代市水道事業会計補正予算（第 3 号）	63 頁
議案第 21 号	令和 8 年度八千代市一般会計予算	64 頁
議案第 22 号	令和 8 年度八千代市国民健康保険事業特別会計予算	64 頁
議案第 23 号	令和 8 年度八千代市介護保険事業特別会計予算	64 頁
議案第 24 号	令和 8 年度八千代市墓地事業特別会計予算	64 頁

議案第 25 号	令和 8 年度八千代市後期高齢者医療特別会計予算	64 頁
議案第 26 号	令和 8 年度八千代市水道事業会計予算	64 頁
議案第 27 号	令和 8 年度八千代市公共下水道事業会計予算	65 頁
議案第 28 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 7 年度八千代市一般会計補正予算 (第 5 号))	66 頁
議案第 29 号	契約の締結について (市立小学校体育館空調設備整備事業)	67 頁
議案第 30 号	議決事件の一部変更について (八千代市立八千代中学校外 1 校屋内運動場空調設備設置工事)	68 頁
議案第 31 号	議決事件の一部変更について (八千代市立高津中学校外 1 校屋内運動場空調設備設置工事)	69 頁
議案第 32 号	議決事件の一部変更について (八千代市立村上東中学校外 1 校屋内運動場空調設備設置工事)	70 頁
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	71 頁

議案第 1 号

八千代市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

八千代市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）

第 2 章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準（第 4 条）

第 2 節 運営に関する基準（第 5 条－第 3 3 条）

第 3 章 雑則（第 3 4 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 5 4 条の 3 において準用する法第 4 6 条第 2 項に規定する特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第 3 0 条の 2 0 第 1 項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第 2 条 特定乳児等通園支援事業者（法第 5 4 条の 3 に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長する

ために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（暴力団の排除）

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、八千代市暴力団排除条例（平成24年八千代市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者であってはならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

（利用定員）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の

16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。)が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数, 特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(面談)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は, 乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後, 当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに, 当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。)を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は, 前項の面談を行うに当たっては, あらかじめ, 第20条に規定する運営規程の概要, 職員の勤務の体制, 第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は, 第1項の面談において, 前項の重要事項を説明し, 当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は, 乳児等支援給付認定保護者(法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。)から利用の申込みを受けたときは, 正当な理由がなければ, これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は, その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し, できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第

5 項（法第 30 条の 2 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第 30 条の 2 第 3 項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前 3 項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第 2 項及び第 3 項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に

金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定により保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の

的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等

支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族

に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めな

ればならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、当該処置の内容について市へ報告しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第19条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

- ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提

出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定いたしたい。

議案第 2 号

八千代市犯罪被害者等支援条例の制定について

八千代市犯罪被害者等支援条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 1 6 年法律第 1 6 1 号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、当該支援のための施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図り、もって市民等が安心して生活できる地域社会を目指すことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族その他これらに準ずる者として市長が認める者をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、勤務し、若しくは通学する者又は市内で活動を行う団体をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (5) 関係機関等 国、千葉県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (6) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、偏見に基づく又

は理解若しくは配慮に欠ける言動，インターネット等を通じて行われる
誹謗中傷，報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取
材及び報道等により，犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛，心身の不調，
プライバシーの侵害，経済的損失その他の被害をいう。

(7) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者等から再び受ける被害をい
う。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は，犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜら
れ，その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう，十分配
慮して行われるものとする。

2 犯罪被害者等の支援は，犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に
応じて，適切に行われるものとする。

3 犯罪被害者等の支援は，犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができるよ
う，必要な支援が途切れることなく継続して行われるものとする。

4 犯罪被害者等の支援は，二次的被害及び再被害の発生の防止に十分配慮し
て行われるものとする。

5 犯罪被害者等の支援は，市，市民等，事業者及び関係機関等が相互に連携
し，及び協力して推進されるものとする。

(市の責務)

第4条 市は，前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっ
とり，関係機関等との適切な役割分担を踏まえて，犯罪被害者等の支援のた
めの施策を総合的に策定し，及び実施するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は，基本理念にのっとり，犯罪被害者等が置かれている状況及
び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め，二次的被害を生じさせ
ることのないよう十分配慮するとともに，犯罪被害者等を地域社会で孤立さ
せないよう努めるものとする。

2 市民等は，市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう
努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(総合的な支援体制の整備)

第7条 市は、関係機関等と連携し、及び協力して犯罪被害者等の支援を円滑に行うことができるよう、総合的な支援体制を整備するものとする。

(相談及び情報の提供等)

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じる窓口を設置し、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(見舞金の支給)

第9条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るとともに、犯罪被害者等を見舞うため、犯罪被害者等で市長が必要があると認めるものに対し、見舞金を支給するものとする。

(安全の確保)

第10条 市は、犯罪被害者等が二次的被害及び再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、防犯に係る指導及び助言並びに犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他必要な施策を行うものとする。

(日常生活等の支援)

第11条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等で市長が必要があると認めるものに対し、家事に係る支援その他必要な支援を行うものとする。

(居住の安定の支援)

第12条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図り、又は二次的被害及び再被害を防止するため、犯罪被害者等で市長が必要があると認めるものに対し、転居に要する費用の

助成その他必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定の支援)

第13条 市は、犯罪等により就労及び勤務に配慮が必要となった犯罪被害者等の雇用の安定を図り、及び二次的被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業者の理解を深めるための措置その他必要な支援を行うものとする。

(精神的な被害の回復の支援)

第14条 市は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により受けた精神的な被害から回復することができるよう、犯罪被害者等の心身の状況等に応じた適切な相談支援に係る情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(本市に住所を有しない犯罪被害者等に関する情報の提供)

第15条 市は、本市に住所を有しない者が本市で発生した犯罪等により被害を受けた場合であって、その者が住所を有する地方公共団体から求めがあったときは、当該地方公共団体に対し、必要な情報の提供を行うものとする。

(市民等及び事業者の理解の促進)

第16条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次的被害及び再被害の発生を防止することの重要性等について市民等及び事業者の理解を深めるよう、広報その他必要な施策を行うものとする。

(人材の育成)

第17条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するために必要な情報の提供その他必要な施策を行うものとする。

(民間支援団体への協力)

第18条 市は、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものに対して、その活動の促進を図るために必要な情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第19条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合は、当該犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(意見等の反映)

第20条 市は、犯罪被害者等、犯罪被害者等の支援に関し識見を有する者、市民等、事業者及び関係機関等からの犯罪被害者等の支援に関する意見、要望等を把握し、施策に反映させるよう努めるものとする。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

犯罪被害者等の支援について基本的な事項を定め、市民等が安心して生活できる地域社会の実現に寄与するため、条例を制定いたしたい。

議案第 3 号

八千代市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市職員定数条例の一部を改正する条例
八千代市職員定数条例（昭和 2 9 年八千代市条例第 4 号）の一部を次のよう
に改正する。

別表消防職員の項中「2 3 2」を「2 4 4」に改め、同表合計の項中「1 ,
3 2 8」を「1 , 3 4 0」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

消防の職員定数を改定するため、条例を改正いたしたい。

議案第 4 号

八千代市一般職員の旅費に関する条例及び八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市一般職員の旅費に関する条例及び八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市一般職員の旅費に関する条例及び八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(八千代市一般職員の旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 八千代市一般職員の旅費に関する条例（昭和 4 8 年八千代市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号中「勤務公署」を「在勤公署（常時勤務する在勤公署のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」に改め、同項第 4 号中「配偶者」の次に「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(5) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和 2 7 年法律第 2 3 9 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下「旅行業者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

第 2 条第 2 項を削る。

第 3 条第 3 項中「第 1 6 条各号又は第 2 9 条第 1 項に掲げる事由」を「第

28条第4項又は第29条の規定」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 職員が、当該職員の任命権者以外の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

第3条第5項中「第1項及び第2項」を「第1項、第2項及び第4項」に、「の交通機関の事故」を「天災その他規則で定める事情」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

第3条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条の見出しを「（旅行命令等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第4条第3項中「旅行命令を変更」を「旅行命令等の変更を」に、「第5条第1項」を「次条第1項」に、「これを変更」を「その変更を」に改め、同条第4項及び第5項を次のように改める。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがな

い場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第5条の見出し中「旅行命令」を「旅行命令等」に改め、同条第1項中「旅行命令（）」を「旅行命令等（）」に、「された旅行命令」を「を受けた旅行命令等」に、「本条」を「この条」に、「旅行命令の」を「旅行命令等の」に改め、同条第2項中「旅行命令」を「旅行命令等」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第3項中「旅行命令」を「旅行命令等」に改める。
第6条を次のように改める。

（旅費の種目及び内容）

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、これらの内容については、第12条から第15条まで及び第17条から第19条までの規定の定めるところによる。

第7条第1項中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条、第12条から第15条まで及び第17条から第19条までの規定に定める種目及び内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によって」に改め、同項ただし書中「又は方法によって」を「又は方法により」に改め、同条第2項を削る。

第8条の前の見出しを削り、同条及び第9条を次のように改める。

第8条及び第9条 削除

第10条第1項中「もの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「請求書」の次に「（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下同じ。）」を加え、「書類」を「資料」に、「の支出又は」を「又は当該金額の」に、「提示」を「提出」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しな

ったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

第10条第2項中「期間中（ただし、やむを得ない事情により旅行命令権者の承認を得た場合を除く。）」を「期間内」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項並びに第2項及び第3項に規定する期間は、規則で定める。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第2章を次のように改める。

第2章 内国旅行の旅費

（鉄道賃）

第12条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（船賃）

第13条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に

掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（航空賃）

第14条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第15条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
 - (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
 - (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用
- 2 前項の規定にかかわらず、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。）又は原動機付自転車（同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。）であって、職員が任命権者の定めるところにより旅行に使用するための登録を受けたものを利用する移動に要する費用の額は、1キロメートルにつき30円以内で規則で定める額とする。
- 3 前項の規定による費用は、全路程を通算して計算する。
- 4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第16条 削除

（宿泊費）

第17条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第18条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第12条から第15条までの規定による交通費（鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費をいう。）の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第19条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たり

の定額とする。

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張の例に準じて規則で定めるものとする。

2 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第21条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じて規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第21条の2 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第12条第1項各号、第13条第1項各号、第14条第1項各号及び第15条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条、第17条及び第18条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第22条中「種類」を「種目」に、「準じて、任命権者が市長と協議して定める」を「よる」に改める。

第23条第1項中「公用の交通機関等を利用して旅行した」を「市以外の者から旅費の支給を受ける」に改め、「当該」を削り、「こえた」を「超えた」に、「こえる」を「超える」に改める。

第24条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第24条の2 支払担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

別表を削る。

(八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和49年八千代市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し及び同条中「種類」を「種目」に改め、「次の」の次に「各号に掲げる」を加え、同条第4号から第7号までを次のように改める。

- (4) その他の交通費
- (5) 宿泊費
- (6) 包括宿泊費
- (7) 宿泊手当

第8条を次のように改める。

(旅費及び費用弁償の額)

第8条 旅費及び弁償する費用の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の例による。

- (1) 市長等及び議長等 国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「旅費法施行令」という。）第1条第2項第2号に掲げる指定職職員等
 - (2) 投票管理者等及び第2条第3項各号に掲げる者 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に規定する国家公務員（以下「国家公務員」という。）のうち旅費法施行令第1条第2項第3号に掲げる職務の級（以下「職務の級」という。）が5級の者
 - (3) 前2号以外の者 国家公務員のうち職務の級が7級の者
- 2 前項の規定にかかわらず、その他の交通費（本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに付属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行の場合に限る。）の額は、一般職員の例による。
- 3 第1項第1号に掲げる者である者が、同号に掲げる者以外の者として弁償する費用の支給を受けることとなった場合においては、その者の当該支給を受けるべき弁償する費用の額は、同項の規定にかかわらず、同号に掲げる者として支給を受けるべき旅費又は弁償する費用の額に相当する額と

する。

第9条中「種類」を「種目」に改め、「（昭和25年法律第114号）」を削り、「準じて任命権者が市長と協議して定める」を「よる」に改める。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第13条第1項中「及び前条」を削る。

別表第7を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の八千代市一般職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前の八千代市一般職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧条例第3条第4項に規定する旅行命令を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧条例第3条第4項に規定する旅行命令を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場

合について適用し、旧条例第3条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 新条例第24条の2の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

6 附則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等を踏まえ、旅費の種目及び内容を見直す等のため、条例を改正いたしたい。

議案第 5 号

八千代市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

八千代市一般職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年八千代市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 第 1 項中「平成元年八千代市条例第 2 2 号」の次に「。以下「勤務時間条例」という。」を加え、同条第 2 項中「八千代市職員の勤務時間に関する条例」を「勤務時間条例」に改める。

第 1 2 条第 1 項第 2 号中「ため自転車」を「ため自動車」に改め、「用具」の次に「で規則で定めるもの」を加え、「自転車等」を「自動車等」に改め、同項第 3 号中「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第 2 項第 1 号中「（以下「運賃相当額」という。）」を削り、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 前項第 2 号に掲げる職員 1 か月につき、6 7, 2 0 0 円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額

第 1 2 条第 2 項第 3 号中「自転車等」を「自動車等」に、「運賃等相当額及び前号」を「前 2 号」に改め、同条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。この項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額と

する。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 1 か月につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第15条中「八千代市職員の勤務時間に関する条例」を「勤務時間条例」に改める。

第16条第3項を次のように改める。

3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第2条第7項の規定により、あらかじめ勤務時間条例第2条第6項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第20条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

第16条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「八千代市職員の勤務時間に関する条例」を「勤務時間条例」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 正規の勤務時間外に、又は割振り変更前の正規の勤務時間を超えて、勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第2条第6項及び第7項の規定による勤務を要しない日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項に規定する規則で定める時間を除く。）との合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の50

第17条及び第21条の3第1項中「八千代市職員の勤務時間に関する条例」を「勤務時間条例」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第12条の規定は、令和8年4月以後の月分の通勤手当の支給について適用し、同年3月以前の月分の通勤手当の支給については、なお従前の例による。

3 改正後の第16条第3項及び第4項の規定は、令和8年4月以後の月分の時間外勤務手当の支給について適用し、同年3月以前の月分の時間外勤務手当の支給については、なお従前の例による。

提案理由

人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、駐車場等の利用に係る通勤手当を新設する等のため、条例を改正いたしたい。

議案第6号

八千代市税条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月18日提出

八千代市長 服部友則

八千代市税条例の一部を改正する条例

八千代市税条例（昭和29年八千代市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「によって」を「により」に、「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第51条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第71条第2項中「によって」を「により」に、「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第71条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には、」に改める。

第89条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改める。

第90条第2項及び第4項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第139条の3第2項中「によって」を「により」に、「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれ

かに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第139条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第51条第2項、第71条第2項、第89条第2項、第90条第2項及び第4項並びに第139条の3第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

市民税等に係る減免の申請の期限を延長し、及び職権による減免について新たに規定するため、条例を改正いたしたい。

議案第 7 号

八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市手数料条例の一部を改正する条例

八千代市手数料条例（平成 1 2 年八千代市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 1 号の表中「第 1 3 7 条の 1 2 第 6 項」を「第 1 3 7 条の 1 2 第 1 1 項」に、「第 1 3 7 条の 1 2 第 7 項」を「第 1 3 7 条の 1 2 第 1 2 項」に、「第 5 1 条第 4 項」を「第 5 1 条第 5 項」に改める。

第 2 条第 4 4 号の表以外の部分中「要除却認定マンション」を「要除却等認定マンション」に、「の容積率」を「又は要除却等認定マンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さ」に改め、同号の表中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 1 4 年法律第 7 8 号）第 1 0 5 条第 1 項の規定による建築物の容積率」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成 1 4 年法律第 7 8 号）第 1 6 3 条の 5 9 第 1 項の規定による建築物の容積率又は各部分の高さ」に改める。

第 2 条第 4 7 号の表中「4 7 0 円」を「5 0 0 円」に改める。

第 2 条第 4 8 号を削り、同条第 4 9 号から第 5 1 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附則第 4 項中「令和 8 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 4 4 号及び第 4 7 号の表の改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の八千代市手数料条例の規定は，この条例の施行の日以後にされる申請について適用し，同日前にされた申請に係る手数料については，なお従前の例による。

提案理由

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正等に伴い，条例を改正いたしたい。

議案第 8 号

八千代市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

八千代市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例

八千代市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 8 年
八千代市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 西八千代北部北地区地区整備計画区域の項中「西八千代北部北地区
地区整備計画区域」を「緑が丘西複合業務 A 地区地区整備計画区域」に、「西
八千代北部北地区地区計画」を「緑が丘西複合業務 A 地区地区計画」に改め、
同表西八千代北部東地区地区整備計画区域の項中「西八千代北部東地区地区整
備計画区域」を「緑が丘西第 1 地区地区整備計画区域」に、「西八千代北部東
地区地区計画」を「緑が丘西第 1 地区地区計画」に改め、同表西八千代北部南
地区地区整備計画区域の項中「西八千代北部南地区地区整備計画区域」を「緑
が丘西第 2 地区地区整備計画区域」に、「西八千代北部南地区地区計画」を「
緑が丘西第 2 地区地区計画」に改め、同表西八千代北部幹線沿道地区地区整備
計画区域の項中「西八千代北部幹線沿道地区地区整備計画区域」を「緑が丘西
第 3 地区地区整備計画区域」に、「西八千代北部幹線沿道地区地区計画」を「
緑が丘西第 3 地区地区計画」に改め、同表西八千代北部西地区地区整備計画区
域の項中「西八千代北部西地区地区整備計画区域」を「緑が丘西第 4 地区地区
整備計画区域」に、「西八千代北部西地区地区計画」を「緑が丘西第 4 地区地
区計画」に改め、同表西八千代北部幹線業務地区地区整備計画区域の項中「西
八千代北部幹線業務地区地区整備計画区域」を「緑が丘西複合業務 B 地区地区

整備計画区域」に、「西八千代北部幹線業務地区地区計画」を「緑が丘西複合業務B地区地区計画」に改め、同表西八千代北部駅周辺地区地区整備計画区域の項中「西八千代北部駅周辺地区地区整備計画区域」を「八千代緑が丘駅周辺地区地区整備計画区域」に、「西八千代北部駅周辺地区地区計画」を「八千代緑が丘駅周辺地区地区計画」に改める。

別表第2大和田駅南地区地区整備計画区域の項中「及び(と)項第3号」を「に掲げる建築物及び同表(と)項第3号」に改め、同表村上南地区地区整備計画区域の部商業・業務地区Aの項中「及び(と)項第3号」を「に掲げる建築物(店舗に併設されるもの(店舗を主たる用途として一体的に利用されるものに限る。))を除く。)及び同表(と)項第3号」に改め、同部商業・業務地区Bの項中「及び(と)項第3号」を「に掲げる建築物及び同表(と)項第3号」に改め、同表西八千代北部北地区地区整備計画区域の項中「西八千代北部北地区地区整備計画区域」を「緑が丘西複合業務A地区地区整備計画区域」に改め、同表西八千代北部東地区地区整備計画区域の項中「西八千代北部東地区地区整備計画区域」を「緑が丘西第1地区地区整備計画区域」に改め、同表西八千代北部南地区地区整備計画区域の項中「西八千代北部南地区地区整備計画区域」を「緑が丘西第2地区地区整備計画区域」に改め、同表西八千代北部幹線沿道地区地区整備計画区域の項中「西八千代北部幹線沿道地区地区整備計画区域」を「緑が丘西第3地区地区整備計画区域」に改め、同表西八千代北部西地区地区整備計画区域の項中「西八千代北部西地区地区整備計画区域」を「緑が丘西第4地区地区整備計画区域」に改め、同表西八千代北部幹線業務地区地区整備計画区域の項中「西八千代北部幹線業務地区地区整備計画区域」を「緑が丘西複合業務B地区地区整備計画区域」に改め、同表西八千代北部駅周辺地区地区整備計画区域の項中「西八千代北部駅周辺地区地区整備計画区域」を「八千代緑が丘駅周辺地区地区整備計画区域」に改める。

別表第5西八千代北部東地区地区整備計画区域の項中「西八千代北部東地区地区整備計画区域」を「緑が丘西第1地区地区整備計画区域」に改め、同表西八千代北部南地区地区整備計画区域の項中「西八千代北部南地区地区整備計画区域」を「緑が丘西第2地区地区整備計画区域」に改め、同表西八千代北部幹線沿道地区地区整備計画区域の項中「西八千代北部幹線沿道地区地区整備計画

区域」を「緑が丘西第3地区地区整備計画区域」に改め、同表西八千代北部西地区地区整備計画区域の項中「西八千代北部西地区地区整備計画区域」を「緑が丘西第4地区地区整備計画区域」に改め、同表西八千代北部駅周辺地区地区整備計画区域の項中「西八千代北部駅周辺地区地区整備計画区域」を「八千代緑が丘駅周辺地区地区整備計画区域」に改める。

別表第6西八千代北部北地区地区整備計画区域の項中「西八千代北部北地区地区整備計画区域」を「緑が丘西複合業務A地区地区整備計画区域」に改め、同表西八千代北部幹線業務地区地区整備計画区域の項中「西八千代北部幹線業務地区地区整備計画区域」を「緑が丘西複合業務B地区地区整備計画区域」に改め、同表西八千代北部駅周辺地区地区整備計画区域の項中「西八千代北部駅周辺地区地区整備計画区域」を「八千代緑が丘駅周辺地区地区整備計画区域」に改める。

別表第7西八千代北部南地区地区整備計画区域の項中「西八千代北部南地区地区整備計画区域」を「緑が丘西第2地区地区整備計画区域」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

村上南地区地区計画及び西八千代北部北地区地区計画ほか6地区の地区計画の変更に伴い、建築物の用途に関する制限を定める等のため、条例を改正したい。

議案第 9 号

八千代市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

八千代市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 3 年八千代市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号中「2 0 3, 5 0 0 人」を「2 0 9, 0 0 0 人」に改め、同項第 3 号中「5 9, 4 0 0 立方メートル」を「6 2, 0 0 0 立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

第 3 次拡張事業の給水人口及び 1 日最大給水量の見直しに伴い、条例を改正いたしたい。

議案第10号

八千代市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月18日提出

八千代市長 服部友則

八千代市介護保険条例の一部を改正する条例

八千代市介護保険条例（平成12年八千代市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第5条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当

該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれてい

る者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア,第7号ア,第8号ア,第9号ア,第10号ア,第11号ア,第12号ア,第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については,同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項,第34条第1項,第34条の2第1項,第34条の3第1項,第35条第1項,第35条の2第1項,第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には,当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし,当該合計所得金額が0を下回る場合には,0とする。以下同じ。）」とあるのは,「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい,当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には,当該給与所得の金額については,同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から,当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として,同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし,租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には,当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし,当該合計所得金額が0を下回る場合には,0とする。以下同じ。）」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第6条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については,当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに,第1号に掲げる者に該当し,かつ,第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは,当該該当する者は,同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

- (1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）
- (2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
- ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合
- イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合
- ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合
- (3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
- ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得

た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例等を定めるため、条例を改正いたしたい。

議案第 11 号

八千代市総合生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市総合生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 18 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市総合生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

八千代市総合生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例（平成 19 年八千代市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を削り，第 6 条を第 5 条とする。

第 7 条第 1 号中「（スポーツに関するものに限る。）」を削り，同条を第 6 条とする。

第 8 条中「第 6 条」を「第 5 条」に改め，同条を第 7 条とし，第 9 条を第 8 条とし，第 10 条から第 14 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 15 条中「第 13 条第 1 項」を「第 12 条第 1 項」に改め，同条を第 14 条とし，第 16 条を第 15 条とし，第 17 条から第 20 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 21 条第 1 項中「第 6 条」を「第 5 条」に改め，同条第 2 項中「第 11 条ただし書及び第 12 条ただし書」を「第 10 条ただし書及び第 11 条ただし書」に改め，同条第 3 項中「第 13 条から第 15 条」を「第 12 条から第 14 条」に，「第 13 条第 1 項」を「第 12 条第 1 項」に改め，同条第 4 項中「第 13 条第 1 項」を「第 12 条第 1 項」に改め，同条を第 20 条とし，第 22 条を第 21 条とする。

別表中「第 17 条」を「第 16 条」に改める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

提案理由

次期指定管理者の指定に向け、指定管理者が行う業務を見直す等のため、条例を改正いたしたい。

議案第 1 2 号

八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例
八千代市国民健康保険条例（平成 6 年八千代市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条の 2 を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第 1 1 条の 2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 6 2 号）第 2 9 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 1 項第 4 号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第 1 1 条の 3 第 1 号イ中「、高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）の規定

による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号
カ中「並びに介護納付金」を「介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金
」に改め、同条第2号イ中「病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病
床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第18条中「660,000円」を「670,000円」に改める。

第18条の2第1号中「）」の次に「の額」を加える。

第18条の5第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継
続世帯」に改める。

第18条の11第1号中「）」の次に「の額」を加える。

第18条の15の次に次の5条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第18条の16 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第
22条、第22条の3、第22条の4及び第22条の5の規定により子ども
・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額
することになる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2
号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（千
葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て
支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。
）の額

イ 第22条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額
の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額
の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交
付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係
るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健
康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の

納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項,第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第18条の17 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は,当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に,当該世帯に属する18歳以上被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第18条の18 前条の所得割額は,被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に,次条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第18条の19 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は,次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の0.27
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人について 1,800円
- (3) 18歳以上被保険者均等割 被保険者1人について 100円

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第18条の20 第18条の17の子ども・子育て支援納付金賦課額の限度額は,30,000円とする。

第21条第1項中「若しくは第18条の3」を「,第18条の3若しくは第18条の17」に改め,「次条第1項各号(同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額」の次に「若しくは同条第4項各号に定める額」を加え,「同条第2項の」を「同条第2項又は第3項の」に改め,「第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り,「第22条の3第3項第1号(同条第4項)を「同条第4項(同条第5項又は第6項)に,「第22条の

4 第 1 項各号（同条第 2 項又は第 3 項）を「第 2 2 条の 4 第 1 項各号（同条第 2 項から第 4 項まで）」に、「若しくは同条第 4 項各号（同条第 5 項又は第 6 項）」を「，同条第 5 項各号（同条第 6 項から第 8 項まで）」に、「の算定」を「若しくは第 2 2 条の 5 に定める額の算定」に改め、同条第 2 項中「若しくは第 1 8 条の 3」を「，第 1 8 条の 3，第 1 8 条の 1 2 若しくは第 1 8 条の 1 7」に改め、「次条第 1 項各号に定める額」の次に「若しくは同条第 4 項各号に定める額」を加え、「第 1 4 条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額にそれぞれ 1 0 分の 5 を乗じて得た」を削り、「第 2 2 条の 3 第 3 項第 1 号」を「同条第 4 項」に、「若しくは同条第 4 項各号」を「，同条第 5 項各号に定める額若しくは第 2 2 条の 5」に改める。

第 2 2 条第 1 項中「6 6 0，0 0 0 円」を「6 7 0，0 0 0 円」に改め、同項第 1 号中「第 3 号」の次に「並びに第 4 項」を、「（以下この項」の次に「及び第 4 項」を加え、同項第 2 号中「3 0 5，0 0 0 円」を「3 1 0，0 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「5 6 0，0 0 0 円」を「5 7 0，0 0 0 円」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「6 6 0，0 0 0 円」を「6 7 0，0 0 0 円」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第 1 8 条の 1 7 の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が 3 0，0 0 0 円を超える場合には、3 0，0 0 0 円）とする。

(1) 第 1 項第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 0，0 0 0 円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の 1 8 歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを

合算した額

ア 被保険者均等割額 被保険者1人について 1,260円

イ 18歳以上被保険者均等割 被保険者1人について 70円

- (2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に310,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 被保険者均等割額 被保険者1人について 900円

イ 18歳以上被保険者均等割 被保険者1人について 50円

- (3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に570,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる

ものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 被保険者均等割額 被保険者1人について 360円

イ 18歳以上被保険者均等割 被保険者1人について 20円

第22条の2中「及び前条第1項」を「第18条の4, 第18条の13, 第18条の18並びに前条第1項（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第4項」に改める。

第22条の3第1項中「第3項」を「第4項」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第18条の19」と読み替えるものとする。

第22条の3に次の1項を加える。

6 第4項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第18条の19」と、「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第4項各号」と読み替えるものとする。

第22条の4第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「660,000円」を「670,000円」に、「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第2項及び第3項中「660,000円」を「670,000円」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に、「660,000円」を「670,000円」に改め、「170,000円」との次に「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「660,000円」を「670,000円」に改め、「260,000円」との次に「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第2項の規定により

読み替えられた同条第1項各号」とを加え、同項を同条第6項とし、同条第4項中「660,000円」を「670,000円」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第18条の17」と、「670,000円」とあるのは「30,000円」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と読み替えるものとする。

第22条の4に次の1項を加える。

8 第5項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第18条の17」と、「670,000円」とあるのは「30,000円」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第4項各号」と読み替えるものとする。

第22条の4の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第22条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第18条の19の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第22条第4項、第22条の3第3項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第6項の規定により読み替えられた同条第4項又は前条第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下同じ。

) から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第 1 1 条の 2，第 1 8 条，第 1 8 条の 1 6 から第 1 8 条の 2 0 ま
で及び第 2 1 条から第 2 2 条の 5 までの規定は、令和 8 年度以後の年度分の
保険料について適用し、令和 7 年度以前の年度分の保険料については、なお
従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第 13 号

八千代市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

八千代市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように制定する。

令和 8 年 2 月 18 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
八千代市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和 52 年八千代市条例第
1 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条を第 21 条とし、第 4 条から第 13 条までを 7 条ずつ繰り下げ、第
3 条の次に次の 7 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 4 条 公民館（八千代市立緑が丘公民館に限る。次項並びに次条及び第 7 条
から第 10 条までにおいて同じ。）の管理は、法人その他の団体であって、
八千代市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下
「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 前項の規定により公民館の管理を指定管理者に行わせる場合において、第
14 条から第 16 条までの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者
」と読み替えるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 法第 22 条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 公民館の利用の許可に関する業務
- (3) 公民館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が公民館の管理上必要と認める
業務

(指定管理者の指定の申請)

第6条 第4条第1項の規定による指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定める申請書に次に掲げる書面を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書面

(指定管理者の指定)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 事業計画書による公民館の管理が市民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が公民館の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであること。

(3) 事業計画書に沿った公民館の管理を安定して行う能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 公民館の管理業務の実施状況及び利用状況に関する事項

(2) 公民館の管理に係る経費の状況に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、公民館の管理の実態を把握するため教育委員会が必要と認める事項

(秘密保持義務)

第9条 指定管理者の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、公民館の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用しては

ならない。

(教育委員会による管理)

第10条 教育委員会は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第4条第1項の規定にかかわらず、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に公民館の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に施設の利用の許可が含まれるときに限る。）にあつては、第4条第2項の規定は適用しない。この場合において、第14条第1項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の許可を受けている場合は、この限りでない」とする。

3 第1項の規定により教育委員会が管理の業務の全部又は一部を行った後、指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第14条第1項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について教育委員会の許可を受けている場合は、この限りでない」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の八千代市立公民館の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条の表に掲げる八千代市立緑が丘公民館の管理に係る改正後の条例第4条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、改正後の条例第6条及び第7条の規定の例により行うことができる。

提案理由

緑が丘公民館の管理を指定管理者に行わせるため、条例を改正いたしたい。

議案第 1 4 号

八千代市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市火災予防条例の一部を改正する条例

八千代市火災予防条例（昭和 4 8 年八千代市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第 1 項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ）」に改め、同項第 2 号及び同条第 2 項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第 7 条の 3 とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（簡易サウナ設備）

第 7 条の 2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速や

かに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等に伴い、条例を改正したい。

議案第 15 号 令和 7 年度八千代市一般会計補正予算（第 6 号）

議案第 16 号 令和 7 年度八千代市一般会計補正予算（第 7 号）

議案第 17 号 令和 7 年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 18 号 令和 7 年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 19 号 令和 7 年度八千代市墓地事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 20 号 令和 7 年度八千代市水道事業会計補正予算（第 3 号）

議案第 2 1 号 令和 8 年度八千代市一般会計予算

議案第 2 2 号 令和 8 年度八千代市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 2 3 号 令和 8 年度八千代市介護保険事業特別会計予算

議案第 2 4 号 令和 8 年度八千代市墓地事業特別会計予算

議案第 2 5 号 令和 8 年度八千代市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 2 6 号 令和 8 年度八千代市水道事業会計予算

議案第 27 号 令和 8 年度八千代市公共下水道事業会計予算

議案第 28 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 7 年度八千代市一般会計補正予算（第 5 号）について特に緊急を要する
ものと認め、別冊のとおり専決処分したので承認を求める。

令和 8 年 2 月 18 日提出

八千代市長 服 部 友 則

議案第29号

契約の締結について

市は、次の契約を締結する。

令和8年2月18日提出

八千代市長 服部友則

記

- | | |
|----------|----------------------------|
| 1 契約事項 | 市立小学校体育館空調設備整備事業 |
| 2 契約方法 | 随意契約（公募型プロポーザル方式） |
| 3 契約金額 | 2,005,300,000円 |
| 4 契約の相手方 | 太平・福井・竹江・フジプラン特定建設工事共同企業体 |
| | 構成員 松戸市金ヶ作58番地15 |
| | (代表者) 株式会社太平エンジニアリング 千葉営業所 |
| | 所長 山口 安博 |
| | 構成員 千葉市中央区問屋町16番3号 |
| | 福井電機株式会社 |
| | 代表取締役 富塚 博祥 |
| | 構成員 鎌ヶ谷市西佐津間一丁目18番1号 |
| | 株式会社竹江設計事務所 |
| | 代表取締役 竹江 文章 |
| | 構成員 八千代市大和田新田6番地30 |
| | 株式会社フジプラン |
| | 代表取締役 齋藤 博 |

提案理由

市立小学校体育館空調設備整備事業について、太平・福井・竹江・フジプラン特定建設工事共同企業体と契約を締結いたしたい。

議案第30号

議決事件の一部変更について

令和7年9月29日に議決された議案第27号契約の締結について（八千代市立八千代中学校外1校屋内運動場空調設備設置工事）中，次のとおり契約金額を変更する。

令和8年2月18日提出

八千代市長 服部友則

記

契約金額

変更前	151,800,000円
変更後	150,442,600円

提案理由

工事の施工に伴う設計変更に基づき，八千代市立八千代中学校外1校屋内運動場空調設備設置工事に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。

議案第31号

議決事件の一部変更について

令和7年9月29日に議決された議案第30号契約の締結について（八千代市立高津中学校外1校屋内運動場空調設備設置工事）中，次のとおり契約金額を変更する。

令和8年2月18日提出

八千代市長 服部友則

記

契約金額

変更前 174,900,000円

変更後 164,443,400円

提案理由

工事の施工に伴う設計変更に基づき，八千代市立高津中学校外1校屋内運動場空調設備設置工事に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。

議案第 3 2 号

議決事件の一部変更について

令和 7 年 9 月 2 9 日に議決された議案第 3 1 号契約の締結について（八千代市立村上東中学校外 1 校屋内運動場空調設備設置工事）中，次のとおり契約金額を変更する。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

契約金額

変更前 1 7 7, 5 4 0, 0 0 0 円

変更後 1 7 9, 7 6 5, 3 0 0 円

提案理由

工事の施工に伴う設計変更に基づき，八千代市立村上東中学校外 1 校屋内運動場空調設備設置工事に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

氏 名 越 川 多佳美
住 所 千葉県八千代市緑が丘西